

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」

（公共サービス改革法案）について

「小さく効率的な政府」を実現する観点から、

- 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化
- 官民競争入札・民間競争入札を活用することによって、公共サービスの改革（質の維持向上及び経費の削減）を推進

【法案の概要】

1. 法の趣旨

- 競争の導入による公共サービスの改革（「公共サービスについて、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねるとの観点から、これを見直し、適切な場合に官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革」）の推進

2. 基本理念

- 公共サービスの改革は、公共サービス全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として行う。

3. 国・地方公共団体・民間事業者の責務

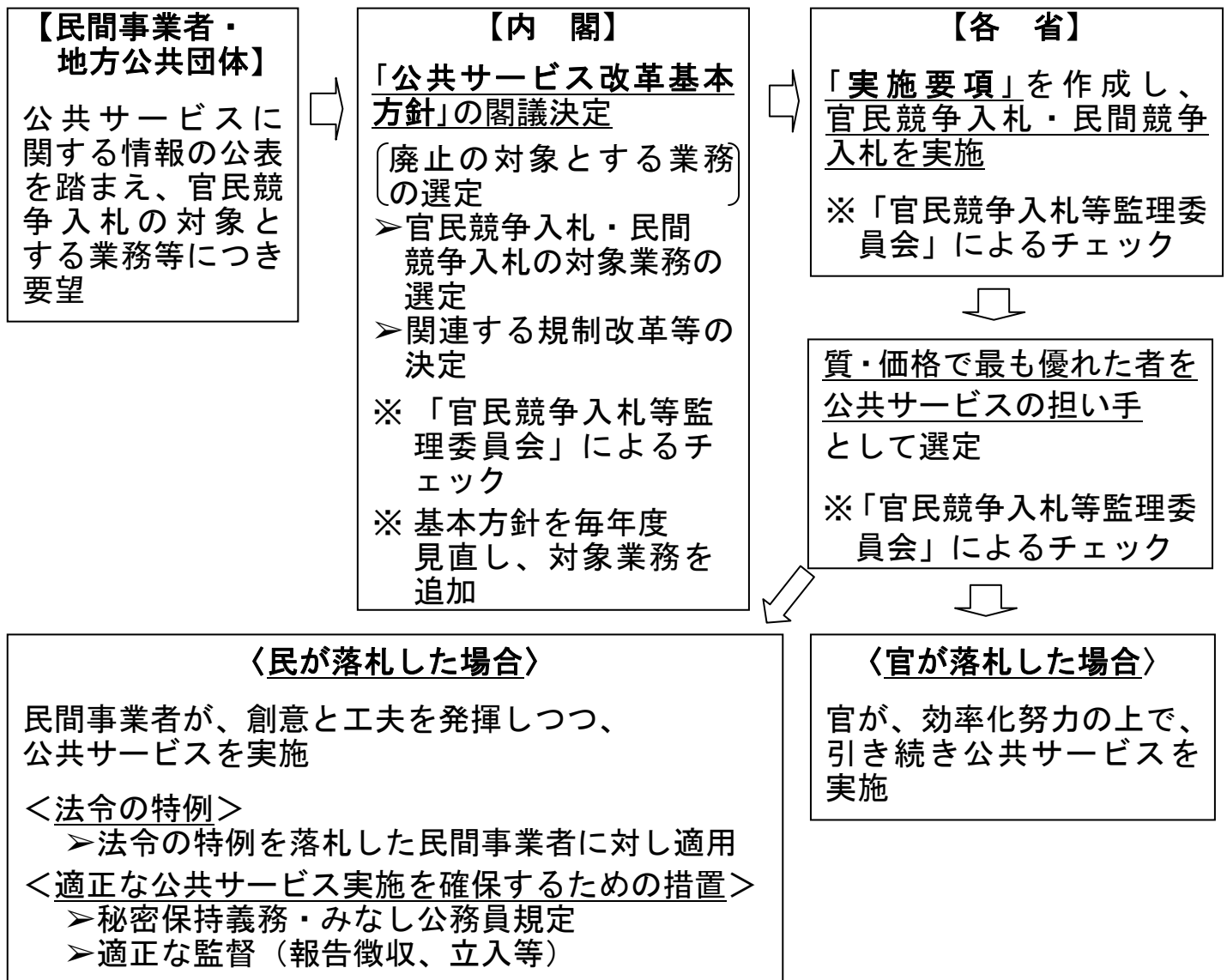
〈国・地方公共団体〉

- 国・地方公共団体は、公共サービスを見直し、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定するほか、国・地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行う。
- 国は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革のための措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努める。

〈民間事業者〉

- 公共サービス実施民間事業者は、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努める。

4. 実施のプロセス



5. 法令の特例

- 官民競争入札等の対象となる公共サービスにつき、官でなければ実施できないとする法令等がある場合について、民間事業者の参入を可能とするための特例を本法案の中に規定。

【「第一弾」の特例】

ハローワーク関連業務（人材銀行等）：職業安定法の特例

社会保険庁関連業務（国民年金収納事業）：国民年金法等の特例

地方公共団体の窓口業務(住民票の写しの引渡し等)：住民基本台帳法等の特例

- 今後、この法律に基づき、官民競争入札等の対象となる公共サービスの選定と併せ、法令の特例を追加していくことを予定。

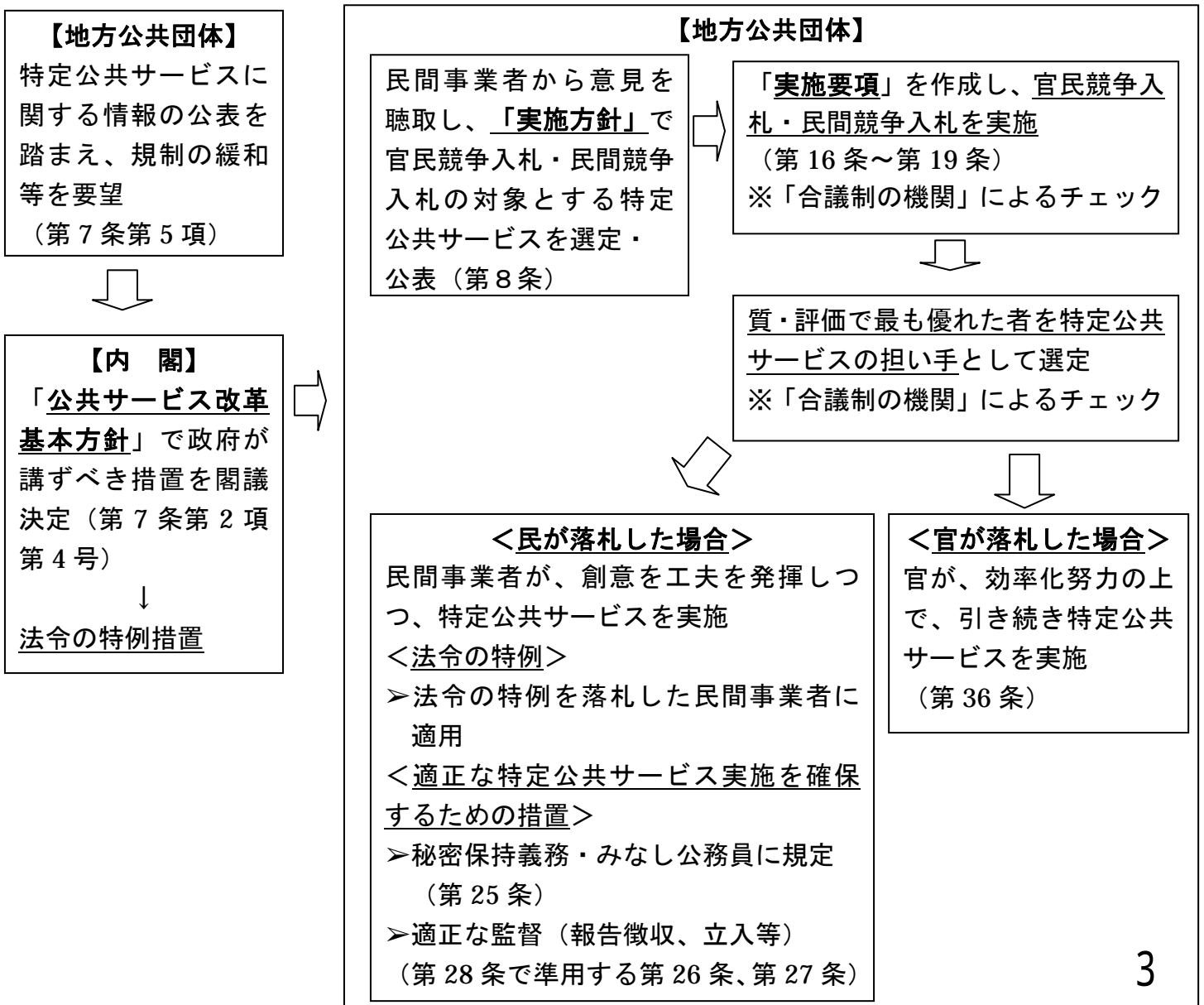
6. 「官民競争入札等監理委員会」の設置：プロセスの透明性・中立性・公正性を確保

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」における 地方公共団体の位置づけについて

- この法律においては、法令の特例を適用する官民競争入札・民間競争入札を対象とし、適切な実施手続を規定。
- 一方、法令の特例を適用しない官民競争入札・民間競争入札については、（自発的に導入を検討される地方公共団体の任意の判断により）地方自治法及び地方自治法施行令を改正することなく、現行の法令等に基づき、所要の手続き等を規定することで実施が可能。

	地方公共団体が実施する 「官民競争入札」	地方公共団体が実施する 「民間競争入札」
法令の特例あり （「特定公共サービス」）	本法案で規定	本法案で規定
法令の特例なし	現行の地方自治法等において対応可能	現行の地方自治法等において対応可能

【特定公共サービスの官民競争入札等の実施のプロセス】



(参考)

「市場化テスト」とは

「市場化テスト」は、「民でできるものは民へ」の具体化や公共サービスの質の維持向上・経費の削減等を図るためのツール

官の世界に競争原理を導入し、官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方を変えるもの。

具体的には、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う制度。

アメリカ、イギリス、オーストラリアなどで既に実施済み。

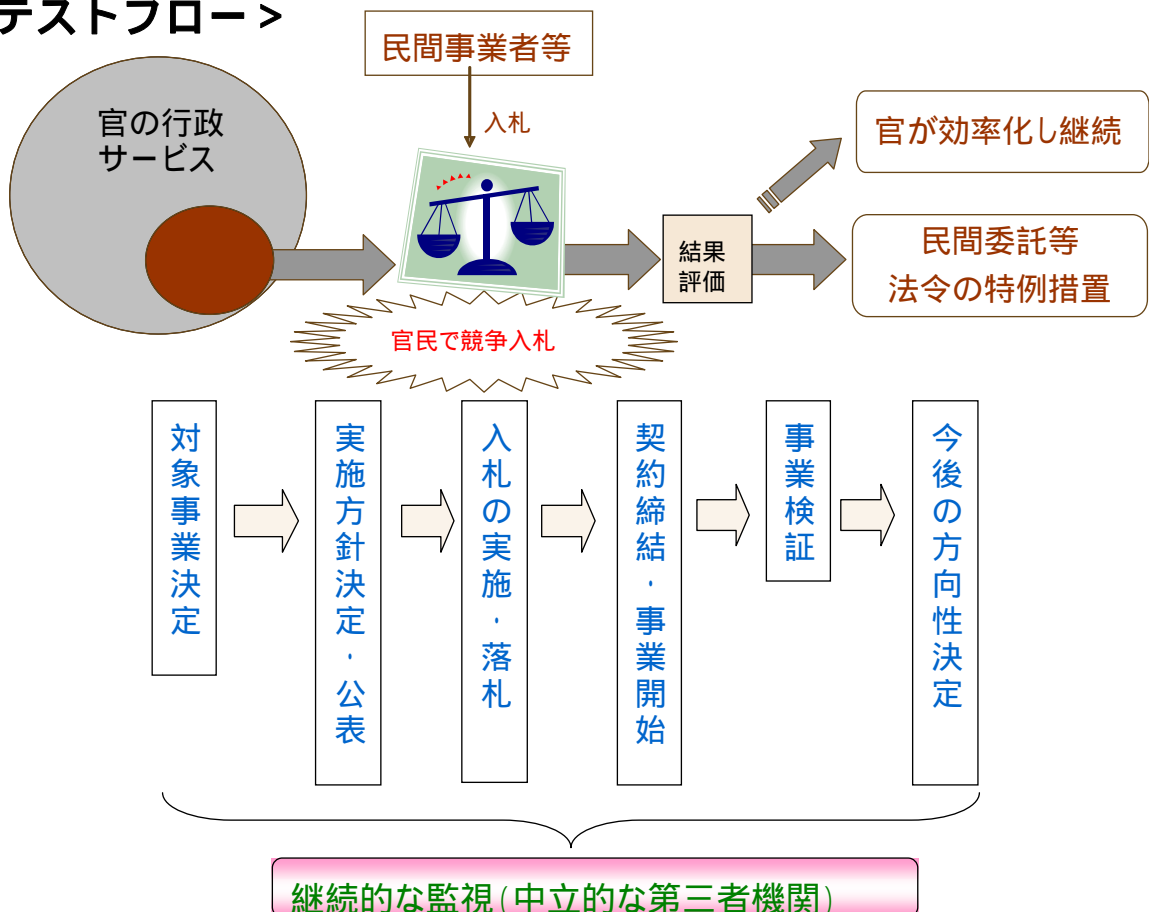
< 市場化テストの目的 >

公共サービスの質の維持向上

公共サービスの経費の削減等

地域産業の活性化にも繋がる

< 市場化テストフロー >



これまでの議論経緯

「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)」の中で「導入について、調査、研究をおこなうべき」旨決定。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)」の中で、「平成17年度の試行的導入に向けて検討を進める」旨決定。

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)概要(平成17年3月25日閣議決定)

「市場化テスト(官民競争入札制度)」の本格的導入に向け、法的枠組み(「市場化テスト法(仮称)」)も含めた制度整備の検討。

「モデル事業」の平成17年度における試行実施(3分野8事業)

昨年秋に提出された119提案のうち、平成17年度に実施する「モデル事業」の対象にならなかったものについても、引き続き、制度の本格的導入に向け、「市場化テスト」の対象事業とすることにつき検討を行う。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005概要(平成17年6月21日閣議決定)

公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入に向けて、制度の整備を図る。

そのため、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を踏まえ、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を平成17年度中に国会に提出するべく、速やかに準備する。その際、以下の点に留意する。

規制改革・民間開放推進会議「小さくて効率的な政府」の実現に向けて(平成17年9月27日公表)

「市場化テスト」の平成18年度からの本格的導入に向けて、以下を基本的枠組とした一本の法律(「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案(仮称)」)を平成17年度中に策定し、国会に提出すべき。

提言の項目
(法案骨子)

- ・ 基本的構成・目的等に関する事項
- ・ 「基本方針」に関する事項
- ・ 官民競争入札の実施に関する事項
- ・ 規制の特例措置に関する事項
- ・ 「第三者機関」に関する事項
- ・ その他

規制改革・民間開放推進会議 第2次答申(平成17年12月21日公表)

政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)等を踏まえ、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を次期通常国会に早期に提出すべきである。

市場化テストの速やかな本格的導入
: 対象とすべき事業

- ・ 社会保険庁関連業務
- ・ ハローワーク関連業務
- ・ 統計調査関連業務
- ・ 行刑施設関連業務
- ・ 地方公共団体が実施する業務
- ・ 独立行政法人関連業務

「市場化テスト」モデル事業

モデル事業の実施

平成17年度から、国（独立行政法人を含む。）の事業を対象として、「市場化テスト」の本格的導入に向けた制度設計に資するため、3分野8事業にわたる「モデル事業」を実施。

平成16年10月からの1ヶ月間に民間事業者等から寄せられた119の提案に基づく。

「モデル事業」（3分野8事業）の入札には、延べ127社の参加があり、「市場化テスト」への高い関心が示されている。

「モデル事業」への応札金額ベースでは、従来の事業実施コストを30%以上下回るケースも報告されており、効率化の効果が期待される。加えて、コスト面のみならず、民間事業者等のノウハウの活用による公共サービスの質の向上効果についても期待される。

3分野8事業のモデル事業

ハローワーク（公共職業安定所）関連

- | | |
|--|-----------------|
| (1) キャリア交流プラザ事業
求職者（技術者・管理職）に対する無料就職支援等 | 5箇所 / 全国15箇所 |
| (2) 若年版キャリア交流プラザ事業
若年層に対する無料就職支援等 | 1箇所 / 全国1箇所（新設） |
| (3) 求人開拓事業の民間開放
各ハローワークで実施している求人開拓 | 3地域 / 全国77地域 |
| (4) アビリティガーデンにおける職業訓練の民間開放
（（独）雇用能力開発機構）
ホワイトカラーを中心とした職業訓練 | 1箇所 / 全国1箇所 |

社会保険関連業務

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| (1) 国民年金保険料の収納 | 5箇所 / 全国312箇所 |
| (2) 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所への適用促進 | 5箇所（2地区） / 全国312箇所 |
| (3) 年金の電話相談センター | 2箇所 / 全国23箇所 |

刑務所関連

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| 既設の刑務所の施設警備や保安事務、被収容者の処遇に関わる補助業務 | 2箇所 / 全国59箇所 |
|----------------------------------|--------------|

「モデル事業」の評価

～「モデル事業」（3分野8事業）の実施を通して明らかになった課題等

- 1) 官側のコスト等についての情報開示の徹底
- 2) 入札参加者に求める公共サービスの水準を客観的・定量的に表わす指標（Key Performance Indicator）の明確化
- 3) コストと質についての評価の適正化
- 4) 民間事業者等からの提案に基づく幅広い対象事業の実現
- 5) 中立的かつ強力な権能を有する「第三者機関」の設置

公共サービスを巡る諸外国の取組

1980年代から、諸外国においても、「官から民へ」の流れが大きな潮流となっている。

「官から民へ」の目的は、

肥大化した公共部門の縮小による「経費の削減等」

民間のノウハウ活用による「公共サービスの質の維持向上」。

その一環として、アメリカ、イギリス、オーストラリア等の各国で「市場化テスト」が活用されている。

中央政府、地方政府の双方で活用。

導入当初は、「経費の削減等」が先行したが、各国とも実施経験を踏まえ、「公共サービスの質の維持向上」にも着目して制度を設計。

参考) 主な諸外国の取組事例

米 国	<p>政府による独占ではなく、市場にて提供可能な全ての業務は、官民競争により最適な供給者を選定。</p> <p>地方レベル: 80年代以降本格化 連邦レベル: 90年代以降本格化 (1998年連邦調達棚卸改革法、2001年ブッシュ行革アジェンダ)</p>	<p>飛行場運営 上下水道運営 公共輸送システム 行刑施設運営 統計分析 等</p>
英 国	<p>80年代以降、地方政府での強制競争入札制度が段階的に導入(80年地方政府計画土地法、88年、92年地方政府法)。中央レベルにも波及。</p> <p>97年以降、強制的側面は払拭されたが、ベスト・バリュー政策の一環として、サービスの価格及び質を考慮する官民競争入札の考え方は存続。</p>	<p>公共施設運営 道路維持管理 清掃廃棄物収集処理 行刑施設運営 等</p>
豪 州	<p>95年、連邦及び全州政府が、公共サービスの提供についても競争を促進するべく国家競争政策改革を実施。</p> <p>この結果、連邦・地方双方で、官民競争が多様な形で実践されている。</p>	<p>失業者就労支援 公園管理 旅券申請の受領及び手数料徴収 等</p>

「市場化テスト」海外事例～インディアナポリス

概要

ゴールドスミス市長(1992年～1999年の8年間)が導入。
 公共サービスが非効率な原因を「官が事業を行うから」ではなく、「競争がないから」ととらえ、市場化テストを導入。
 小規模な事業から実験的实施し、空港の運営など大規模なものへも展開。
 財政縮小均衡、職員の解雇及び待遇引き下げというマイナスイメージを払拭し、サービス向上、コスト削減及び待遇改善を同時に達成。

効果

政権8年間で累計4億2000万ドルの財政負担軽減
 ～1年当たり換算すると1992年の予算規模(約4億5000万ドル)の約9分の1に相当
 4回にわたる固定資産税の引き下げ
 10億ドルのインフラ投資を実施。都市問題に対応。
 財政の健全化 ～ 米国大都市で唯一、市債の格付け最上級(AAA)取得
 組織、職員の活性化 ～ 待遇改善、サービス水準向上
 地域経済の活性化 ～ 1999年には失業率が2.3%に低下

代表的な事例(インディアナポリス市)

実施領域	落札者	受注者の概要
市道維持補修	官	市の公共事業部門が落札
下水道料金の徴収事業	民	電気会社などの他の公益事業会社も入札に参加。水道会社が最終的に落札。
空港運営業務	民	民間4社と公団職員チームが入札に参加
下水道処理施設運営	民	大手下水処理企業など5社が入札に参加
ごみ収集	官・民	市内を11区に区分。うち1区は市直轄運営地区とし、残り10区につき入札を実施。
ゴルフコース 運営	民	プロゴルファーの団体が落札
車両保守・維持	官	米国最大規模の車両維持サービス企業が3社も参加した入札で市の担当部局が落札
建物管理 (警察、消防、刑務所、オフィス等)	官	民間のビル管理業者との競争入札の結果、郡ビル管理公団が落札

事例1) インディアナポリス国際空港の運営(民が落札した事例)

日本政策投資銀行駐在員事務所報告(N-76)を参照し作成

中西部の物流の要衝のひとつとして、比較的広い敷地と高い輸送能力を持ち、貨物輸送の面では発展をとげていたが、空港公社が管理を一体的に行っていたため、高コスト体質になっていた。公社の経営努力不足が航空会社、ひいては利用客に転嫁されるという悪循環に陥りかけていた。

- ・空港公社職員チーム(官)と民間会社4社で競争入札を実施。
- ・官からも経営効率を抜本的に高める提案が出されたが、イギリスの空港運営会社(BAA - USA)が落札した。
- ・コスト削減と同時に全ての空港従業員を再雇用し、それまでと同等の給与、福利厚生水準を維持。

<効果>

乗客数等も増加し、運営コストも大幅に削減。
 離発着料も7割引き下げ

	1994年度 (委託前)	2000年度
乗客数	約650万人	約760万人
航空郵便取扱数	約20万件	約45万件
航空貨物取扱量	約41万ト	約88万ト

(インディアナポリス空港年次報告書2001年より)

	1994年度 (委託前)	1996年度
乗客1人当たりの空港運営コスト	6.7ドル	3.87ドル
商業施設の賃貸料や駐車場収入 乗客1人当たりの単価	2.14ドル	3.32ドル

事例2) 公用車両のメンテナンス(官が落札した事例)

- ・市の公用車両は「市の車両サービス部(IFS)」が一括に所有、管理をしていたが、サービス水準は極めて低かった。
- ・市長は市場化テストの実施を決めたが、すぐには実施せず、IFS(官)に業務改善の時間(3年程度)を与えた。
- ・この間にコスト削減、生産性向上を実現したIFS(官)は1995年に民間企業3社との競争入札に参加し、落札した。

<効果>

- ・1991年度からのコスト削減とあわせ、5年間で800万ドルのコスト削減を達成
- ・契約の初年度は市との契約を上回るコスト削減を達成し、従業員1人当たり800ドルのインセンティブが還元
- ・職員のモラル、意欲の向上

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（仮称）の概要

1. 法律制定の趣旨

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（競争の導入による公共サービスの改革）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他の必要な事項を定める。

2. 法律案の概要

(1) 国の行政機関等の責務

ア 国は、基本理念にのっとり、国（独立行政法人等、特殊法人を含む。）の公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定するほか、国の関与その他の規制を必要最小限のものとする事により、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行わなければならないこと。

イ 国は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるものとする事。

(2) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定するほか、地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとする事により、民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする事。

(3) 民間事業者の責務

公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのっとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努めなければならないこと。

(4) 公共サービス改革基本方針等

ア 公共サービス改革基本方針

内閣総理大臣は、公共サービスに関する情報を公表し、民間事業者・地方公共団体からの意見を聴取し、

(ア)競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置についての計画

(イ)競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画

(ウ)官民競争入札又は民間競争入札(以下「官民競争入札等」という。)の対象として選定した公共サービス(以下「対象公共サービス」という。)の内容及びこれに伴い講ずべき措置

(エ)廃止の対象とする公共サービスの内容及びこれに伴い講ずべき措置を主な内容とする「基本方針」の案を作成し、国の行政機関等の長等と協議し、(10)アの機関の議を経て、閣議の決定を求めるものとする。

イ 地方公共団体における官民競争入札等の実施方針

地方公共団体の長は、官民競争入札等を実施する場合には、官民競争入札等の対象として選定した特定公共サービスの内容を主な内容とする「実施方針」を作成するものとする。

(5) 官民競争入札及び民間競争入札

ア 官民競争入札実施要項等

国の行政機関等の長等は、(4)の「基本方針」において選定された対象公共サービスについて、

(ア)対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質に関する事項

(イ)官民競争入札等に参加する者の資格に関する事項

(ウ)対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準に関する事項

等を内容とする「実施要項」を、(10)アの機関の議を経て決定すること。

イ 官民競争入札等への参加

(ア) 官民競争入札等に参加する民間事業者は、対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む対象公共サービスの具体的な実施方法及び入札金額を記載した書類を国の行政機関等の長等に提出し、申込みを行うこと。

(イ) 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む対象公共サービスの具体的な実施方法及び対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類を作成すること。

ウ 落札者等の決定

国の行政機関等の長等は、ア(ウ)の評価基準に従って、イの書類について評価し、(10)アの機関の議を経て、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の面で最も有利な書類を提出又は作成した者を当該対象公共サービスを実施する者として決定すること。

(6) 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

ア 契約

(ア) 国の行政機関等の長等は、落札した民間事業者と契約を締結し、対象公共サービスの実施を委託するものとする。

(イ) 民間事業者が、契約に従って対象公共サービスを実施できなかった場合等には、契約を解除することができるものとする。

イ 公共サービスの実施

(ア) 民間事業者は、アの契約に従って、対象公共サービスを実施するものとする。

(イ) 民間事業者の役員等について、守秘義務規定及びみなし公務員規定を設けること。

ウ 監督

国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要と認められるときは、民間事業者に対し、報告を求め、若しくは民間事業者の事務所に立ち入り、又は必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(7) 法令の特例

ア 通則

官民競争入札等により落札した民間事業者が実施する公共サービスについて

は、法令の特例（ 財政法の特例、 国家公務員退職手当法の特例等）を適用すること。

イ 特定公共サービス

（ア）職業安定法の特例

民間事業者による職業紹介事業の取扱い範囲を制限する職業安定法の規定を適用しないこととする。

（イ）国民年金法等の特例

国民年金保険料の納付請求業務については、弁護士以外の者であっても実施できるように措置するとともに、実施に当たっての行為規制等を適用すること。

（ウ）戸籍法等の特例

戸籍法等に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し等の業務を民間事業者も行えるように措置すること。

(8) 国の行政機関等が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等

国の行政機関等は、(5)のイ(イ)の書類の内容に従って、対象公共サービスを実施するものとする。

(9) 地方公共団体の特定公共サービスについても、(5)から(8)に準じた規定を設けること。

(10) 官民競争入札等監理委員会等

ア 内閣府に官民競争入札等監理委員会を設置し、官民競争入札の公正な実施の監理等を行うものとする。

イ 官民競争入札等を実施する地方公共団体に、条例で官民競争入札等の公正な実施の監理等を行う審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

(11) その他

ア 競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置

国は、民間事業者が落札した場合における公務員の配置転換（府省をまたぐ配置転換を含む。）等の措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 施行期日

公布の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するものとする。

「公共サービス改革法案」の対象事業 ～市場化テストの本格的導入～

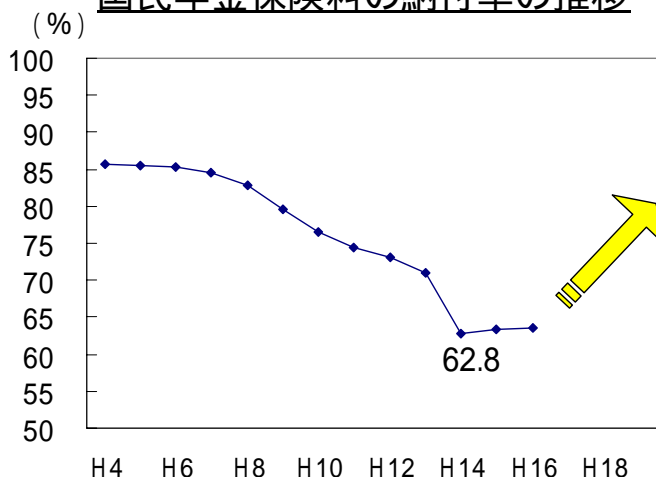
現時点で予定されている主な対象事業の例

国民年金事業

保険料収納率向上による
年金財政の健全化



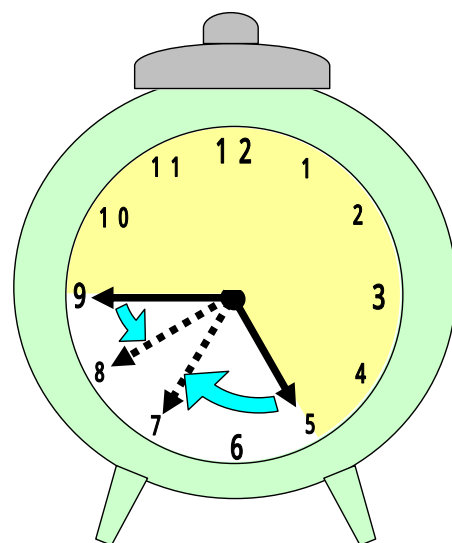
国民年金保険料の納付率の推移



人材銀行
(専門・技術職の職業紹介)
民間の創意工夫で
専門的人材の一層の活用

市町村の窓口業務 (住民票の写しの交付等)

土日を含め、受付時間の延長や
駅等便利な場所で引渡し



今後、対象事業を拡大し、更なる国民の利便性向上

公共サービス改革法案：対象事業（第1弾）

（モデル事業として実施中のもの、及び今後実施予定のもの）

社会保険庁関連業務

国民年金保険料収納事業
厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業
年金電話相談センター事業

ハローワーク関連業務

人材銀行事業（管理職や専門・技術職の職業紹介サービス）
キャリア交流プラザ事業
（管理職経験者や技術者に対する就職支援業務）
若年者版キャリア交流プラザ事業
求人開拓事業

統計調査関連業務

「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」等の指定統計調査
独立行政法人統計センターの業務

行刑施設関連業務

施設の警備や受刑者の処遇に係わる補助事務

地方公共団体が実施する業務

窓口業務

- ア 戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し
- イ 外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し
- ウ 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- エ 住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し
- オ 戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- カ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し

独立行政法人関連業務

雇用能力開発機構（アビリティガーデン、私のしごと館）
中小企業基盤整備機構

等

「公共サービス改革法案」における 民間事業者による適正な業務運営の確保について

1．官民競争入札等の対象とする公共サービスを 適切に選定

- ◆ 内閣府と関係府省とで協議し「公共サービス改革基本方針」の案を作成
- ◆ 「官民競争入札等監理委員会」で審議
- ◆ 「公共サービス改革基本方針」を閣議決定

2．官民競争入札等の結果、民間事業者が落札した場合に、当該事業者による責任ある事業実施を確保

参加資格

- 法律で厳格な入札参加資格を明記（第10条等）
- 「実施要項」において、個別の公共サービスの特性を踏まえ、更に入札参加資格を上乗せ可能（第9条）

サービスの質

- サービスの要求水準を「実施要項」で明確化（第9条）
- 法律でその履行を事業者に義務づけ（第20条）
- 成果報酬も導入可能（事業者のあげた成果に応じ、委託費の減額や増額を行う）

事業者の義務等

- 「実施要項」で事業者の責任を明確化（第9条）
 - 公共サービスの適正・確実な実施
 - “丸投げ”の禁止
 - 国への定期報告
 - 秘密の適正な取扱 等
- 法律でその履行を事業者に義務づけ（第20条）
- 守秘義務（第25条）
- みなし公務員規定（第25条）
（注）守秘義務、みなし公務員規定は、再委託先の従業員等にも適用される。

事業者の監督等

- 契約解除（第22条）
- 報告徴収（第25条）
- 立入検査（第25条）
- 公共サービスの適正・確実な実施のため必要な措置を取るべきことの指示（第27条）
- 上記義務違反に対し、罰則を適用（第54条～56条）

再委託

- 「公共サービス改革基本方針」で“丸投げ”の禁止等の基本的考え方を明確化。

規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申
「小さくて効率的な政府」の実現に向けて
- 官民を通じた競争と消費者・利用者による選択 -
平成17年12月21日
規制改革・民間開放推進会議

< 統計調査関連部分抜粋 >

統計調査関連業務

【具体的施策】

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」において、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。

上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査（「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」（いずれも指定統計調査））について試験調査等を実施する。

指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体（国・地方公共団体／民間事業者）や調査方法（調査員調査／郵送・インターネット調査）の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること（民間開放という。）に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。

総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、当会議と密接に連携を図りつつ、これを進めることとする。

統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。

また、関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに（平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次）市場化テスト・民間開放を実施するため、当会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。

また、独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。